

三大都市圏に向けたテレビ番組等制作及び放送業務委託仕様書

1 委託業務名

三大都市圏に向けたテレビ番組等制作及び放送業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

中海・宍道湖・大山圏域市長会（出雲市、松江市、安来市、米子市、境港市で構成される組織。以下「本市長会」という。）では、これまで首都圏、中京圏、関西圏（以下「三大都市圏」という。）から中海・宍道湖・大山圏域（以下「本圏域」という。）への誘客につながる取組みを展開してきたところである。本業務では、テレビ番組等の映像媒体を活用して、本圏域の魅力、観光資源を三大都市圏に向けて情報発信することにより、本圏域の認知度を向上させ、また本圏域への観光需要を喚起し、三大都市圏からの更なる誘客促進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の翌日から平成29年1月31日まで（予定）

4 委託業務内容

(1) 三大都市圏に向けたテレビ番組等制作及び放送業務

ア 本圏域の魅力、観光資源を情報発信するテレビ番組等映像の制作

イ 制作したテレビ番組等映像の三大都市圏に向けた放送

※三大都市圏のうち、最低でも一つの都市圏は対象とすること

ウ ア及びイに掲げる業務に関する事務打合せ、関係団体の調整等

(2) 委託事業報告業務

ア 本業務の実施状況報告

イ 本業務の事業効果報告

(3) その他

(1)、(2)に掲げるもののほか、本業務に関連する提案（任意）

5 成果品

(1) 本業務により制作及び放送したテレビ番組等映像 映像記録媒体 15枚

(2) 本業務の実施状況報告書及び事業効果報告書 15部

6 その他

(1) 受託者は、委託者と綿密に連絡を取りながら、委託業務を実施しなければならない。

(2) 契約金額には、委託契約の履行に必要な一切の経費を含む。

- (3) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに、受託者及び委託者で協議して決定する。